事務連絡

令和２年３月２日

　市内　居宅介護支援事業所　御中

本宮市保健福祉部高齢福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の

人員基準等の臨時的な取扱いについて（通知）

　日頃より介護事業所の適切な運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

　このことについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、厚生労働省「介護保険最新情報」に基づき、下記のとおりといたしますので、適切な対応をお願いいたします。

記

１．サービス担当者会議について

 　新型コロナウイルスの影響により開催ができない場合は、基準省令第１３条第９号の「や

 むを得ない理由がある場合」に該当し、担当者に対する照会等により意見を求めることがで

 きるものとして取り扱う。

 　なお、経過についてはその経緯や内容について記録しておくこと。

２．モニタリングについて

 　新型コロナウイルスの影響により１月１回以上、利用者を訪問してのモニタリング実施が

できない場合は、基準省令第１３条第１４号の「特段の事情」に該当する者として取り扱う。 　なお、利用者の状況の把握において電話やFAX,メールなどによる方法を活用し、その経

過や内容について記録しておくこと。

３．対象期間

 令和２年３月３１日まで

 （４月以降については状況により判断し、市のホームページによりお知らせします。）